

# 介護職員の処遇改善について

検索エンジンにて、  
「厚生労働省 処遇改善」と検索

ひとくらしみんなのための  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

検索

データ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

▶ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 携帯・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 介護職員の処遇改善

## 介護職員の処遇改善

### 介護職員の処遇改善に係る加算の概要

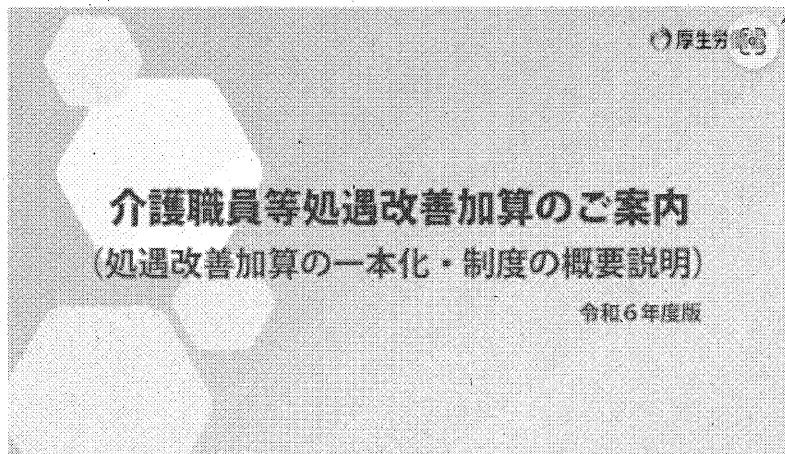
- [PDF] 介護職員外遇改善加算・介護職員等特定外遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の概要 [1.7MB] ○
- [PDF] 介護職員外遇改善加算・介護職員等特定外遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の請求状況 [166KB] ○

### 令和6年度介護報酬改定での見直しの概要・令和6年度の申請様式等

(令和6年度分)

- (まずはこちらをご覧ください)
- [PDF] 事業者向けリーフレット [1.1MB] ○
  - [PDF] 制度概要・全体説明資料 [1.2MB] ○
  - [PDF] 務務担当者向け・詳細説明資料 [830KB] ○

(制度概要説明動画)



介護職員処遇改善加算・介護職員等特定外遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算にかかる加算については、令和6年度から「介護職員等処遇改善加算」へ一本化。

一本化された新加算等の概要については、左記、「事業所向けリーフレット」等の資料や制度概要説明動画にて確認できます。

(通知本文)

- [PDF] 介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について [304KB] ○
- [PDF] 別紙1 [348KB] ○

(様式)

※最新の可変媒体（介護保険最新情報Vol.1209で周知した媒体から修正・更新あり。）

※令和6年3月26日：「○」「×」の自動判定式等の計算式等の修正を反映。

- [X] 別紙様式2（処遇改善計画書） [1.1MB] ○
- [X] 別紙様式3（実績報告書） [397KB] ○
- [X] 別紙様式4（変更に係る届出書） [22KB] ○
- [X] 別紙様式5（特別な事情に係る届出書） [25KB] ○
- [X] 別紙様式6（小規模事業所用・計画書） [811KB] ○
- [X] 別紙様式7（加算未算定期事業所用・計画書・実績報告書） [175KB] ○

加算を算定するには、処遇改善計画書の届出も必要です（左記様式の一部は大阪府のHPにも掲載しています。）。

計画書の作成にあたっては、①（参考1）の記入例や、②等の記入方法説明動画を確認ください。

(参考1)

別紙様式2（処遇改善計画書）  記入例【1.1MB】

別紙様式3（実績報告書）  記入例【402KB】

別紙様式6（小規模事業所用・計画書）  記入例【815KB】

別紙様式7（加算未算定事業所用・計画書・実績報告書）  記入例【190KB】

①

(参考2)

大規模事業者用様式（※最大1200事業所まで対応したもの。ファイルサイズが大きいためご注意ください）

別紙様式2（処遇改善計画書）【8.7MB】

別紙様式3（実績報告書）【1.2MB】

手書き用様式（※Excelではなく手書きで作成・提出する場合）

別紙様式7（加算未算定事業所用・計画書・実績報告書）  手書き用様式【270KB】  記入例（訪問介護の場合）【325KB】

(参考3)

※現行の加算を算定している事業所が、6月以降に算定する新加算の加算区分を検討するためにご活用いただける、支援ツールです。

※令和6年3月26日：自動表示されるメッセージを別紙様式6と合わせて修正。

移行先検討・補助シート【79KB】

(参考4)

介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第2版）【527KB】

（令和6年4月4日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算」⇒「令和6年6月以降の新加算」の移行はこちらで検討できます。

シートの活用にあたっては、③の「移行先検討・補助シート」の説明動画もあわせて確認ください。

（別紙様式2・記入方法 説明動画）

②

（厚生労働省）

## 介護職員等処遇改善加算等 令和6年度の計画書の記入方法について (一般事業者向け・別紙様式2)

（別紙様式6・記入方法 説明動画）

（厚生労働省）

## 介護職員等処遇改善加算等 令和6年度の計画書の記入方法について (小規模事業者向け・別紙様式6)

## 介護職員等処遇改善加算等 令和6年度の計画書の記入方法について (新規算定事業所向け・別紙様式7)

(移行先検討・補助シート 説明動画) ③

## 介護職員等処遇改善加算等 新加算の移行先の検討について (移行先検討・補助シートの使い方)

## 「待遇改善加算」の制度が一本化（介護職員等待遇改善加算）され、加算率が引き上ります

介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、待遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げを行います。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。（6年度末まで経過措置期間）

### 令和6年5月まで

待遇改善加算	特定待遇改善	ベースアップ等	合計の加算率
I	I	有	22.4%
		なし	20.0%
	II	有	20.3%
		なし	17.9%
	なし	有	16.1%
		なし	13.7%
II	I	有	18.7%
		なし	16.3%
	II	有	16.6%
		なし	14.2%
	なし	有	12.4%
		なし	10.0%
III	I	有	14.2%
		なし	11.8%
	II	有	12.1%
		なし	9.7%
	なし	有	7.9%
		なし	5.5%

→  
一本化  
要件を再編・統合  
&  
加算率引上げ

### 令和6年6月から

介護職員等待遇改善加算（新加算）	加算率
I	24.5%
II	22.4%
III	18.2%
IV	14.5%

+ 新加算V

※加算率は全て訪問介護の例

令和6年度中は必ず  
加算率が上がる仕組み



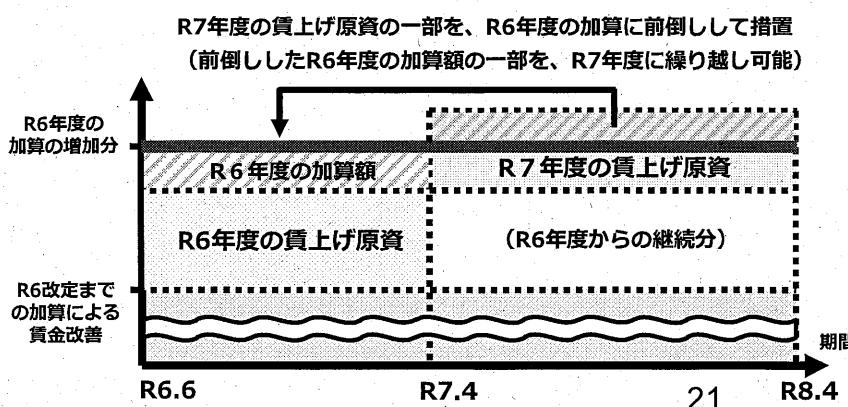
令和6年度中の経過措置（激変緩和措置）として、新加算V(1)～V(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるよう、新加算V(1)～V(14)を設けます。  
(加算率22.1%～7.6%)

- 今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用等を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしています。



今般の報酬改定では、待遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒しして賃上げいただくことも可能。前倒しした令和6年度の加算額の一部を、令和7年度内に繰り越して賃金改善に充てることも可。



#### 賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



# 新加算を算定するためには・・以下の3種類の要件を満たすことが必要です

1

## キャリアパス要件

I～IIIは根拠規程を書面で整備の上、全ての介護職員に周知が必要

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 新加算 I～IV

### キャリアパス要件I（任用要件・賃金体系）

- 介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それに応じた賃金体系を整備する。

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～IV

### キャリアパス要件II（研修の実施等）

- 介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。

- a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
- b 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～III

### キャリアパス要件III（昇給の仕組み）

- 介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。
  - a 経験に応じて昇給する仕組み
  - b 資格等に応じて昇給する仕組み
  - c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

R6年度中は月額8万円の改善で可 I～II

### キャリアパス要件IV（改善後の賃金額）

- 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。

小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除されます。

### キャリアパス要件V（介護福祉士等の配置）

- サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

2

## 月額賃金改善要件

R7年度から適用 I～IV

### 月額賃金改善要件I

- 新加算IV相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。

現在、加算による賃金改善の多くを一時金で行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合があります。（賃金総額は一定のままで可）

現行ペア加算未算定の場合のみ適用 I～IV

### 月額賃金改善要件II

- 前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。

新加算I～IVへの移行に伴い、現行ペア加算相当が新たに増える場合、新たに増えた加算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当の新たな引上げを行う必要があります。

3

## 職場環境等要件

R6年度中は区分ごと1以上、取組の具体的な内容の公表は不要

- I・II
- 6の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

R6年度中は全体で1以上

- III・IV
- 6の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。

※ 新加算（I～V）では、加算による賃金改善の職種間配分ルールを統一します。介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしますが、事業所内で柔軟な配分を認めます。

# 現行3加算から新加算への要件の推移

〈現行〉

処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ

特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ

ベースアップ等支援加算

〈一本化後〉

新加算Ⅰ～Ⅳ（介護職員等処遇改善加算）

➤ R6年度中は現行の加算の要件等を継続することも可能（激変緩和措置）

➤ その上で、一律に加算率を引上げ

R6.6

R7.4

事業所内の職種間配分

現行の処遇改善加算

➤ 介護職員のみに配分

現行の特定処遇改善加算

➤ 介護職員に重点配分

現行のペア加算

➤ 柔軟な配分が可能

R6.4以降、職種間配分ルールが緩和されるため、**加算全体を事業所内で柔軟に配分することが可能**

キャリアパス要件

現行の処遇Ⅱ・Ⅲ

➤ 任用要件・賃金体系

➤ 研修の実施等

**キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの特例**

R6年度中は、R6年度中（R7.3末まで）に対応することの誓約で可

キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ

現行の処遇Ⅰ

➤ 昇給の仕組み

➤ 申請時点で未対応でも可  
➤ R6.4～5（一本化施行前）も同様に誓約で可

キャリアパス要件Ⅲ

月額賃金要件

既に加算を一定程度月額で配分している事業所は対応不要

キャリアパス要件Ⅳ

現行の特定Ⅱ

➤ 改善後の賃金額の水準

現行の特定Ⅰ

➤ 介護福祉士の配置等

キャリアパス要件Ⅴ

その他

現行のペア加算

➤ 加算額の2/3以上のペア等

**R6年度は猶予期間**

月額賃金改善要件Ⅰ

現行の処遇・特定

➤ 職場環境等要件

**R6年度は従来のまま継続**

職場環境等要件  
R7.4から必要項目増

対応が必要な要件は事業所によって異なりますが、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、月額賃金改善要件Ⅰは、加算を算定する全ての事業所に関係します。各事業所で必要な対応・スケジュールは厚労省HPへ。



## (参考1) 新加算への移行の例

※加算率は全て  
訪問介護の例

### 例①：キャリアパス要件や職種間配分ルールがネックとなっているケース

現行3加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	III(5.5%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリアパス要件I～IIIの特例を活用 (処遇I相当)</li> <li>職種間配分ルールの改正で上位移行が可能に(特定II相当)</li> <li>加算率引上げ</li> </ul>	新加算II (22.4%)
特定処遇改善加算	なし		
ペア加算	あり(2.4%)		

### 例②：ベースアップ等支援加算を取得していない事業所のケース

現行3加算の算定状況 (加算率)		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	I(13.7%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>この機会に現行のペア加算を新規算定</li> <li>加算率引上げ</li> </ul>	新加算II (22.4%)
特定処遇改善加算	II(4.2%)		
ペア加算	なし		

## (参考2) 新加算等の申請等に係る提出物の提出期限一覧

提出書類	提出期限
計画書	4月15日 ※事業者等が、令和6年6月15日までに計画の変更を届け出た場合には、受け付けること。 ※補助金についても基本的に同様（ただし、提出期限は各都道府県において設定）。
体制届出 (体制等 状況一覧表)	現行3加算（4月・5月分）は、原則4月1日 ※指定権者において、4月15日まで延長可。また、期日を4月1日とする場合も、4月15日までは変更を受け付けること。 ※6月以降分（新加算）についても、4月分の体制届出と同じタイミング（4月1日～4月15日）で届出可能。  新加算（6月以降分）は5月15日（居宅系）又は6月1日（施設系） ※ただし、期日までに提出した届出の内容についても、6月15日までは変更可能。

## (参考3) サービス類型ごとの加算率一覧

サービス区分	(夜間対応型)訪問介護、定期巡回	(予防)訪問入浴	(地密)通所介護	(予防)通所リハビリテーション	(地密)(予防)特定施設入居者生活介護	(予防)認知症対応型通所介護	(看護)(予防)小規模多機能型居宅介護	(予防)認知症対応型共同生活介護	(地密)介護福祉施設、(予防)短期入所入所療養	介護保健介護医療
新加算I	24.5%	10.0%	9.2%	8.6%	12.8%	18.1%	14.9%	18.6%	14.0%	7.5% 5.1%
新加算II	22.4%	9.4%	9.0%	8.3%	12.2%	17.4%	14.6%	17.8%	13.6%	7.1% 4.7%
新加算III	18.2%	7.9%	8.0%	6.6%	11.0%	15.0%	13.4%	15.5%	11.3%	5.4% 3.6%
新加算IV	14.5%	6.3%	6.4%	5.3%	8.8%	12.2%	10.6%	12.5%	9.0%	4.4% 2.9%

※上記のほかに、現行3加算の加算率に今般の改定による加算率の引上げ分を上乗せした新加算V(1)～(14)を用意。

お問い合わせ先 (加算の一本化)	厚生労働省相談窓口 電話番号：050-3733-0222 受付時間：9:00～18:00（土日含む）
---------------------	--

計画書の様式や  
各種の参考資料は  
厚労省HPに掲載  
(順次更新) ⇒



## 令和6年6月からの介護職員等処遇改善について

### 1. 介護職員等処遇改善の基本的な考え方（通知（※1）抜粋）

○令和6年度介護報酬改定においては、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとつて分かりやすい制度化、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算が一本化。

○具体的には、介護職員処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算（以下「旧特定加算」という。）及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）へ一本化。

○令和6年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善分の改定率+0.98%を活用し、新加算の加算率の引上げを行うとともに、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、配分方法について工夫。

○事業者の負担軽減及び一本化の施策効果を早期に波及させる観点から、令和6年4月及び5月の間に限り、旧3加算の要件の一部を新規と同程度に緩和することとし、令和6年4月及び5月分の旧3加算と令和6年度の新加算の処遇改善計画書及び実績報告書をそれぞれ一体の様式へ。

○併せて、新加算の施行に当たっては、賃金規程の見直し等の事業者の事務負担に配慮し、令和6年度中は経過措置期間あり。

○具体的には、月額賃金改善要件Ⅰと、職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予。

○また、キャリアパス要件Ⅲまでにあっても、令和6年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和6年度当初から要件を満たすことが可能。

○さらに、一本化施行前の令和6年5月31日時点での旧3加算の全部又は一部を算定している場合には、旧3加算の算定状況に応じた経過措置区分として、令和6年度末までの間、それぞれ新加算V(1)～(4)を算定できる。

（※1）…「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日 老発0315第2号）」。

令和6年6月からの介護職員等処遇改善について（令和6年度中の加算Vの要件については、※1の通知別紙1を参照ください。）

】

（※1）…「介護職員等処遇改善方針並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日 老発0315第2号 厚生労働省老健局長通知）」

（※2）…「「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第1版）」の送付について（令和6年3月15日 事務連絡）」

## 2. 算定要件

### （1）キャリアパス要件（朱文字は、令和6年度の取扱い）

加算				通知（※1）	QA（※2）
I	II	III	IV	キャリアパス要件I	問4-1 キャリアパス要件Iで「就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備」とあるが、この「等」とはどういうものかを考えられるのか。
○	○	○	○	次の全てを満たすこと 1. 介護職員の任用の際ににおける職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものの中を含む。）を定めていること。 2. 1に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること。 3. 1及び2の内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	問4-1 キャリアパス要件Iで「就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備」とあるが、この「等」とはどういうものかを考えられるのか。 (答) ・法人全体の取扱要領や労働基準法上の就業規則作成義務のない事業場（常時雇用する者が10人未満）における内規等を想定している。 ・なお、令和6年度の処遇改善計画書等の様式の中で、別紙様式7の参考2として、キャリアパスや賃金規程のモデル例を掲載しているため、就業規則作成義務のない事業場においては特に参考にされたい。

※常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記3の要件を満たすことでも差し支えない。  
※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記1及び2の定めの整備を行ふことを誓約すれば、令和6年度当月初からキャリアパス要件Iを満たすものとして取り扱つても差し支えない。  
ただし、必ず令和7年3月末までに当該定めの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

次の1及び2を満たすことです。  
1. 介護職員の職務等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上上の目標実施又は研修の機会を確保していること。  
a 研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）  
b 資質向上のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。  
2. 1について、全ての介護職員に周知していること。

※令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記1の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを要約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅱを満たすものとして取り扱つても差し支えない。  
ただし、必ず令和7年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

キャリアパス要件  
II

○	○	○
---	---	---

#### 問4-2 キャリアパス要件Ⅱで「介護職員と意見を交換しながら」とあるが、どのように手法が考えられるか。

(答) 様々な方法により、可能な限り多くの介護職員の意見を聞く機会（例えば、対面に加え、労働組合がある場合には労働組合との意見交換のほか、メール等による意見集を行ふ等）を設けるよう配慮することが望ましい。

#### 問4-3 キャリアパス要件Ⅱの「資質向上のための目標」とはどのようなもののが考えられるのか。

(答) 「資質向上のための目標」については、事業者において、運営状況や介護職員のキャリア志向等を踏まえ適切に設定されたい。  
なお、例示するどすれば次のようなものが考えられる。  
①利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護職員が技術・能力（例：介護技術、コミュニケーション能力、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等）の向上に努めること  
②事業所全体での資格等（例：介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等）の取得率の向上

#### 問4-4 キャリアパス要件Ⅱの「具体的取り組み」として、「資質向上のための計画」に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するごとに、介護職員が技術・能力（例：介護技術、コミュニケーション能力、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等）の向上に努めること

(答)  
・「資質向上のための計画」については、特に様式や基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求めらる介護職員像及び介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定されたい。また、計画期間等の定めは設けておらず、必ずしも賃金改善実施期間と合致しないなどともよい。  
・その運用については適切に取り組んでいただきたい。  
えつて業務の妨げにならないよう配慮されたい。  
・例示するどすれば次のようないふが考えられるが、これに捉われず、様々な計画の策定をしていただき、介護職員の資質向上に努められたい。

参考計画

計画テーマ	担当者	計画者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上りハラク業務への対応	全職員	初任者												
基本的な役割、マナーの理解	全職員	初任者												
認知症の方の理解	全職員	初任者												
介護職としてできるべきこと	全職員	初任者												
基本的な介護大要の理解	全職員	初任者												
認知症への理解	全職員	初任者												
法令遵守の理解	リーダー職員	初任者												
サービス利用の理解	リーダー職員	初任者												

その他の計画  
○認用～2年目の介護職員に対し、3年以上の経験者を担当者として定め、日常業務の中での技術指導・業務に対する相談を実施する。  
○令和1年のケアフレンズ、サービス統合実績（第3回）  
○認定事業者の交流の実績（第3回）  
○認定新規実施する研修会への参加・参観者

#### 問4-5 キャリアパス要件Ⅱの「介護職員の能力評価」とは、どのようなもののが考えられるのか。

(答)  
・個別面談等を通して、例えば、職員の自己評価に対し、先輩職員・サービス担当責任者・ユニットリーダー・管理者等が評価を行つ手法が考えられる。

・なお、こうした機会を適切に設けているのであれば、必ずしも全ての介護職員に対しても評価を行つ必要はないが、介護職員が業務や能力にに対する自己認識をしき、その認識が事業者全体の方向性の中でどのように認められているのかを確認しあうことは重要であり、趣旨を踏まえ適切に運用していただきたい。

キャリア  
パス要件  
II 続き

キヤリア バス要件	次の1及び2を満たすこと。 1 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。	a 経験に応じて昇給する仕組みであること。 b 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。 c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判断する仕組みであることを要する。	2 1の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。
○ ○ ○	※常時雇用する者の数が 10 人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がないこととしても差し支えない。事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記二の要件を満たすことを要する。ただし、必ず令和7年3月末までに上記一の仕組みの整備を行ってことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たすものとして取り扱つても差し支えない。		

## 問4-6 キャリアパス要件Ⅲとキャリアパス要件Ⅰとの具体的な違い如何。【再掲】 （答）

このことは、具体的には、次の a から C にいたること。

組みであること。

の修了状況に応じて昇給する仕組みである。この格を取るためには、上級者としての資格を有する者である。

仕組みを支えます。

基礎づき昇給する仕組みであること。ただし化されていることを要する。

※常時雇用する者の数が 10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記二の要件を満たすことでも差し支えない。

※会員登録・年会費等に限り、契約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たすものとして取り扱つても差し支えない。

※会員登録・年会費等に限り、契約すれば、令和7年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を記載すること。

件要綱  
アリヤ・キバ

問4-7 キャリアパス要件Ⅲの昇給の方式については、手当や賞与によるものでもよいか。

(答) チャリアパス要件Ⅲを満たすための見給の方式は、基本給による賃金改善が望ましい。

問4-8 非常勤職員や派遣職員はキャリアパス要件による昇給の仕組みの対象となるか。

(答) キヤリアバス要件Ⅲによる昇給の仕組みについては、非常勤職員を含め、当該事業所や法人に雇用される全ての介護職員が対象となり得るものである。新加算等の対応措置は、介護職員であっても、派遣労働者であつても、派遣元と相談の上、新規書類提出を満たす旨を当該アバス要件Ⅲに記載する。この場合、新規書類提出を満たす旨を記載する。

問題 4-9 「一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み」とあるが、一定の基準とは具体的にどのような内容を指すのか。

(答) 勝給の判定基準については、客観的な評価基準や厚給条件が明文化されていることを要する。また、判定の時期については、事業所の規模や経営状況に応じて設定して差し支えないか、明文化されていることが必要である。

問4-10 新加算の算定のため就業規則等の変更を行った際、役員会等の承認を要するが、当該承認が計画書の提出期限の令和6年4月15日までに間に合わない

場合、新計算を算定できないのか。  
(答) 次に記載する就業規則等の内容について  
・ 处遇改善計画書(別紙様式2-1 2 (3))に記載する内容が確定していない場合は、その時点に記載する内容が適用される。その後、内容に変更が生じ、処遇改善計画書の変更を届け出したこと。  
・ 令和6年4月15日の提出期限までに内容が確定しない場合は、その後、内容に変更が生じ、処遇改善計画書の変更を届け出したこと。

卷之三

○ ○ キャリアパス要件 IV 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金が年額440万円以上である者を除く。）が年額440万円以上であることを明確に示す場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であつて、合理的な説明がある場合はこの限りではない。

・小規模事業所等で加算額全体が少額である場合

・職員全体会員の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合

※令和6年度中は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円（賃金改善実施期間における平均とする。）以上の職員を置くことにより、上記の要件を満たすこととしても差し支えない。

#### 問5－1 令和7年度以降月額8万円以上の要件が削除されたのはなぜか。令和6年6月から令和7年3月まではどのように考えればよいか。

(答)

- ・旧特定加算の一括化により、「旧特定加算が廃止されること」についての要件の廃止したこととしたものである。
- ・ただし、月額8万円以上の要件についても廃止することとなり、「旧特定加算相当の加算額を用いて月額8万円以上の改善を行つていればよいこと」としている。その際、「旧特定加算相当の加算額」については、例えば、令和6年6月以降、新加算Iを算定する場合であれば、6月以降も旧特定加算Iを算定し統合した場合に見込まれる加算額を用いる等の適当な方法で推計して差し支えない。

#### 問5－2－1 新加算等による賃金改善後の年収が440万円以上（令和6年度にあるつては旧特定加算相当による賃金改善が月額8万円以上となる場合を含む。以下同じ。）を判断するにあたっての賃金に含める範囲はどこまでか。

(答)

- ・「処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金（440万円）以上」の処遇改善となる者に係る処遇改善後の賃金額については、手当等を含めて判断することとなる。なお、処遇改善後の賃金「440万円」については、社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含めずに入力する。

#### 問5－2－2 新加算等については、法人単位の申請が可能とされているが、キャリアパス要件IVについても法人単位での取扱いが認められるのか。

(答)

- ・真男のとおり。法人単位で申請を行う場合、月額8万円又は年額440万円の要件を満たす者の設定：確保を行う場合、法人全体で、一括して申請する事業所の数以上、要件を満たす職員が設定されていればよい。例えば、5事業所について一括して申請する場合、5事業所のそれぞれに要件を満たす職員を配置する必要はない、全体で5人以上要件を満たす職員が在籍していればよい。
- ・その際、一括して申請する事業所の中に、設定することが困難な事業所が含まれる場合は、処遇改善申請書にその合理的理由を記載することにより、設定の人数から除外などが可能である。

#### 問5－2－3 キャリアパス要件IVを満たす職員は、経験・技能のある介護職員である必要はあるか。

(答)

- ・真見のとおり。経験・技能のある介護職員については、勤続年数10年以上の介護福祉士を基本としつつ、各事業所の裁量において設定が可能である。例えば、小規模の事業所であつて、介護福祉士の資格を有する者がいない場合には、介護福祉士の資格を有

さない者を「経験・技能のある介護職員」としてキャリアパス要件IVを満たす職員に計上して差し支えない。  
・なお、「動継続 10 年の考え方」については、同一法人のみだけでなく、他法人や医療機関等での経験等も通算する。  
一寸の勤務年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とする。  
など、各事業所の裁量により柔軟に設定可能である。

問5-2-4 「年額 440 万円以上」の改善の対象とし、賃金改悪を行つていた経験・技能のある介護職員が、年度の途中で退職した場合には、改めて別の職員について、「年額 440 万円以下」の改善を行わなくてはならないか。

(答)

・新計算の配分に当たつては、賃金改悪実施期間において、経験・技能のある介護職員の者が、年収 440 万円となる者を 1 人以上設定することが必要であるが、予定していいたところ、賃金改悪実施期間においては、指定権者に合理的な理由を説明することができるに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど、10 年以上一寸の勤務年数を有しない者であっても業務や技能等を勘案して対象とする。

問5-3 介護給付のサービスと介護予防・日常生活支援総合事業を一体的に運営している場合であつても、新計算等による必要があるのか。

(答)

・介護サービス事業者等において、介護給付のサービスと介護予防・日常生活支援総合事業を一體的に実施しており、同一の就業規則等が適用される等、労務管理が一體と考えられる場合には、同一事業所とみなし、年収が 440 万円以上となる者を合計で 1 人以上設定することにより、キャリアパス要件IVを満たすこととする。

問5-4 介護給付のサービスと介護予防給付のサービス、施設サービスと短期入所サービス、介護老人保健施設と併設する通所リハビリテーションについても同様に扱うことは可能か。

(答)

・介護給付のサービスと介護予防給付のサービス（通所リハビリテーションと予防通所リハビリテーションなど）については、労務管理が一體と考えられる場合は、同一事業所とみなし、年収が 440 万円以上となる者を合計で 1 人以上設定することにより、キャリアパス要件IVを満たすこととする。  
・特別養護老人ホーム等と短期入所療養介護りハビリテーション事業所についても、原則として、介護老人保健施設等と併設する通所リハビリテーション事業所についても、年収 440 万円となる者を設定する必要があるが、キャリアパス要件IVを満たす職員の設定についても、処遇改善計画書の作成を一括して行う同一法人全体として満たしてよいことから、例えは、介護老人保健施設において 2 人年収 440 万円となる者を設定することとしても差し支えない。（問 5-2-2 を参照）

問5-5 共生型サービスを提供する事業所において、新加算等を算定する場合、年収 440 万円となる者の設定は、介護サービスのみで設定する必要があるのか。

(答)

・介護保険の共生型の指定を受け共生型サービスを提供している事業所においては、1 人以上設定する必要がある。また、介護サービスと障害福祉サービスを両方行っている事業所についても同様に扱われたい。ただし、小規模事業所等で加算額全体が少額である場合等は、その旨を説明すること。

キヤリア バス要件 V	サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新規事業者と契約する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとに別紙1表4に掲げるサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算を行っていること。	問6-1 介護福祉士等の配置要件について、(地域密着型)介護老人福祉施設においては、それそれ、V(7)及びV(10)については、V(7)及びV(5)、V(2)、V(5)、V(7)を満たす必要があり、その要件の適合状況に変更があった場合に、要件等を行なうことを求めることにより、入居継続支援加算Ⅰ・Ⅱ又は日常生活継続支援加算Ⅰ・Ⅱを算定することとなる。これについての要件等を満たす必要がある利用者の割合について、通知5(1)(4)により、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定可能となるが、3か月以上継続した場合に、変更届出を行なうことか。
		(答) 貴見のとおり。 ① 旧特定加算並びに新加算Ⅰ、V(1)、V(2)、V(5)、V(7)及びV(10)については、 ② キヤリアバス要件V(介護福祉士等の配置要件)を満たす必要があり、その要件の適合状況に変更があった場合に、要件等を行なうことを求めることにより、入居継続支援加算Ⅰ・Ⅱ又は日常生活継続支援加算Ⅰ・Ⅱを算定することとなる。 ③ サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱを算定することにより、入居継続支援加算Ⅰ・Ⅱ又は日常生活継続支援加算Ⅰ・Ⅱを算定することとなる。
キヤリア バス要件 V	サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新規事業者と契約する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとに別紙1表4に掲げるサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算を行っていること。	問6-2 要件を満たさない状態が3か月間以上継続しなければ変更届出が不要な場合か。
		(答) には、喫痰吸引を必要とする利用者の割合以外に、どのような要件が含まれるか。 ① 旧特定加算並びに新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件は、その要件を満たす必要がある利用者の割合に満たす必要があります。 ② キヤリアバス要件V(介護福祉士等の配置要件)を算定する場合、その要件を満たす必要があります。 ③ 入居継続支援加算Ⅰ～Ⅳの算定要件は、その要件を満たす必要があります。
キヤリア バス要件 V	サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新規事業者と契約する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとに別紙1表4に掲げるサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算を行っていること。	問6-3 令和6年度中の新加算の算定対象期間中に、事業所や利用者の状況の変化に伴い、キヤリアバス要件Vの適合状況(サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ、入居継続支援加算Ⅰ・Ⅱ又は日常生活継続支援加算Ⅰ・Ⅱの算定状況)が変わったことにより、例えは新加算V(1)を算定できなくなつた場合、新加算V(3)を算定することは可能か。
		(答) 新加算V(1)～(14)の算定要件は、それそれ令和6年5月時点で、旧3加算の所定の組み合わせを算定しているところであることにから、令和6年6月以降に、新加算Vのある区分から、新加算Vの別の区分へ移行することは算定できません。(間8-2参照) ① 令和6年6月以降に、例えは新加算V(1)を算定していなかった事業所が、令和6年6月以降にキヤリアバス要件Vを満たすことができなくなるため、新加算V(1)を継続して算定することはできない。その際、キヤリアバス要件V以外の要件が同じ加算区分として算定することができるが、新加算V(1)を算定していなかった事業所が新加算V(1)から新加算V(3)を算定することはできないため、新加算V(1)を算定することができる。 ② 新規に算定し始めたことはできないため、新加算V(1)から算定することができる。 ③ 新規に算定し始めたことはできないため、新加算V(1)から算定することができる。

6月時点の区分	新加算Ⅱを算定するにあたって満たす必要のある要件
新加算Ⅴ(1)	月額賃金改善要件Ⅱ
新加算Ⅴ(2)	キャリアバス要件Ⅲ
新加算Ⅴ(5)	キャリアバス要件Ⅲ、月額賃金改善要件Ⅱ
新加算Ⅴ(7)	キャリアバス要件Ⅰ・Ⅱのいずれか満たしていない方、キャリアバス要件Ⅲ
新加算Ⅴ(10)	キャリアバス要件Ⅰ・Ⅱのいずれか満たしていない方、キャリアバス要件Ⅲ、月額賃金改善要件Ⅱ

キャリア  
バス要件  
総計  
✓

令和6年6月からの介護職員等処遇改善について（令和6年度中の加算Vの要件については、※1の通知引紙1を参照ください。）

老発0315第2号　(令和6年3月15日) …〔介護職員等処遇改善基準等〕について

※2) 「企画営業等効率改善加算等に関するQ&A(第1版)」の添付について(令和6年3月15日 事業連絡)

算定要件

### (2) 目標售全改善兩件

通知(※1)					QA(※2)
加算	I	II	III	IV	
月額賃金改善要件I (月給による賃金改善)	R6 適用なし 以降○	新規Vの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てること。 事業所等が新規VからIVまでのいすれかを算定する場合にあつては、仮に新規Vを算定する場合には見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。 なお、加算を未算定の事業所が新規Vに新規Vからのいすれかを算定し始める場合を除き、本要件を基本給等以外の手当又は一時金で算定する必要はない。したがつて、基本給等に付け替えることを満たすことで、本要件を満たすことはできない。 また、既に本要件を満たす事業所等においては、新規の取組を行つ必要はない。 等の引上げはベースアップ(賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること)により行うこととを基本とする。 ※月額賃金改善要件Iについては、令和6年度中は適用を猶予する。そのため、令和6年度の新規算定に当たり、本要件を満たす必要はないが、令和7年度以降の新規算定に向け、準備を行つ観点から、令和6年度の処遇改善書面においても注意の記載項目として月額での賃金改訂の記載を求めてこととする。	問3-1 月額賃金改善要件Iについて、「基本給等以外の手当又は一時金により行つている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることとして差しきえない。」としているが、一部の職員の収入が減額されるよう付替えは可能か。 (答) ・事業所全体の賃金の水準及び個別の各職員の賃金額については、労働組合との労働協約や就業規則等に基づき、労使で協議の上設定されるものである。介護サ全体会での賃金所等は、月額賃金改訂のような配分を行つた結果、事業所全体での賃金水準が低下しないよう努めること。	問3-1 月額賃金改善要件Iについて、「基本給等以外の手当又は一時金により行つている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることを満たすよう付替えは可能か。 (答) ・事業所全体の賃金の水準及び個別の各職員の賃金額については、労働組合との労働協約や就業規則等に基づき、労使で協議の上設定されるものである。介護サ全体会での賃金所等は、月額賃金改訂のような配分を行つた結果、事業所全体での賃金水準が低下しないよう努めること。	資料作成時(R6.5.1時点)ではQAなし
月額賃金改善要件II (旧ベースアップ等加算相当賃金改善)	(○)	令和6年5月31日時点でも現に日処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に新規算定し、旧ベースアップ等加算相当が新たに増加する事業年度において、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上との基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、 令和6年5月以前に日3加算を算定していかなかった事業所及び令和6年6月以降に開設された事業所が、新規に日3加算を算定する場合には、月額等加算を算定していない事業所が、初めて新規算定する場合は、令和7年6月からIVまでのいすれかを算定した年定し、旧ベースアップ等加算相当が新たに日3加算を算定しておらず、し かつ、日ベースアップ等加算を算定していない事業所であって、令和6年6月から新規に実施する事業所は、令和6年6月からIVまでの加算額は、新加算VからIVまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比(小数第4位以下を四捨五入)を乗じて算出した額となりなければならない。 ※本要件の適用を受ける事業所は、初めて賃金改訂の実施について報告しなければならない。したがつて、例えば、令和6年5月31日時点でも現に日処遇改善加算書面で報告しなければならない。 ※また、同様の事業所が、令和6年6月から新加算V(1)(旧ベースアップ等加算相当の加算率を含まない)を算定し、令和7年4月から新加算V(1)を算定する場合は、令和7年4月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基準を新規に実施し、令和7年4月から新規に実施する事業所においては、新加算V(1)からIVまでの加算額は、新加算V(1)からIVまでのその他の加算額に、別紙1表3に掲げる新規算定による加算額を乗じて算出する。	令和6年5月31日時点でも現に日処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、初めて新規算定する場合は、令和7年6月からIVまでのいすれかを算定した年定し、旧ベースアップ等加算相当が新たに日3加算を算定しておらず、し かつ、日ベースアップ等加算を算定していない事業所であって、令和6年6月から新規に実施する事業所は、令和6年6月からIVまでの加算額は、新加算VからIVまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比(小数第4位以下を四捨五入)を乗じて算出した額となりなければならない。 ※本要件の適用を受ける事業所が、初めて賃金改訂の実施について報告しなければならない。したがつて、例えば、令和6年5月31日時点でも現に日処遇改善加算書面で報告しなければならない。 ※また、同様の事業所が、令和6年6月から新加算V(1)(旧ベースアップ等加算相当の加算率を含まない)を算定し、令和7年4月から新加算V(1)を算定する場合は、令和7年4月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基準を新規に実施し、令和7年4月から新規に実施する事業所においては、新加算V(1)からIVまでの加算額は、新加算V(1)からIVまでのその他の加算額に、別紙1表3に掲げる新規算定による加算額を乗じて算出する。	資料作成時(R6.5.1時点)ではQAなし	

注 (O) は新計算 I～IVの算定前に旧ベースアップ等加算並びに新計算V(2), (4), (7), (9)及び(3)を未算定だった場合に満たす必要がある要件⇒令和6年度中

(○) は新規算定前に既に新規計算(2), (4), (7), (9)及び(13)を未算定だった場合に満たす必要がある要件を令和7年以降

令和6年度中の介護職員等処遇改善について（令和6年度の加算Vの要件については、※1の通知別紙1を参照ください。）

（※1）…「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日 厚生労働省老健局長通知）」

（※2）…「「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第1版）」の送付について（令和6年3月15日 事務連絡）」

## 2. 算定要件

### （3）職場環境等要件（朱文字は、令和6年度の取扱い）

加算				通知（※1）	QA（※2）
I	II	III	IV	職場環境等要件 (令和7年度以降の要件)	問7-1 職場環境等要件の24項目について、毎年、新規に取組を行う必要はあるのか。
○ (加算区分に応じた 必要な取組数等は左 記)				令和7年度以降に新加算IからIVまでのいずれかを算定する場合は、別紙1表5-1に掲げる処遇改善の取組を実施すること。 ・新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、「入職促進に向けた支援」「西立支援・多様な働き方の推進」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上を実施すること。 ・新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善、新規事業への取り組み）」のうち3つ以上の取組（うちの2つは必須）を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）」のうち2つ以上の取組を実施すること。 ・なお、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、介護職場等の改善に係る取組について、職場環境等の改善により公表することとともに、職場環境等の改善に係る取組を実施すること。 ・新規事業への取り組みによる公表するなどもしくは、職場環境等の算定条件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。 ・当該制度における報告の対象となる場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。	問7-1 職場環境等要件の24項目について、毎年、新規に取組を行う必要はあるのか。 (答) ・新規等を前年度から継続して算定する場合、職場環境等要件を満たすための取組については、別紙1表5-1に掲げる取組を継続していくればよく、当該年度において新規の取組を行う必要はない。
					問7-2 各項目について、それぞれの項目を満たすために、項目内に列挙されている取組の全てを満たさなければならないのか。 (答) ・それぞれの項目を満たすためには、項目内に列挙されている取組のうち、一つ以上満たせばよい。例えば、「入職促進に向けた取組」区分の「事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築」という項目の場合、「事業者の共同による採用」のみを実施することで、本取組を満たしたことになる。
					問7-3 「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」の区分において、「研修の受講やキャリア段階制度と人事考課との連動」とあるが、「キャリア段階制度」とは何か。 (答) ・介護プロフェッショナルキャリア段階制度は、介護職員が保有している介護の実践スキルについて、どのレベルまで保有している（できる）のか、所属する事業所・施設で実践スキルの「できる」「できない」評価を行い、その評価結果をもとに全国共通のレベルにて認定する制度である。詳細については、介護プロフェッショナルキャリア段階制度のウェブサイトをご参照いただきたい。 <a href="https://careprofession.org/careprofession/jsp/">https://careprofession.org/careprofession/jsp/</a>
					問7-4 「両立支援・多様な働き方の推進」の区分において、「有給休暇が取得しやすい環境の整備」とあるが、具体的な取組事例はあるか。 (答) ・例えば、以下の取組を想定している。 ー 有給休暇を取得しやすい雰囲気、意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行つ ー 情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務割合の振りの解消を行う
					問7-5 「生産性向上のための業務改善の取組」の区分について、参考にできるものはある。 (答) ・厚生労働省の「介護分野における生産性向上ポータルサイト」をご参照いただきたい。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kairoseisansei/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kairoseisansei/index.html</a>

表5-1 独場環境等要性（令和7年度以降）

区分	内容
入職促進に向けた取組	<p>①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための組織・仕組みなどの厚礎化      ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築      ③地産業からの元職者・配偶者・中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）</p> <p>④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業体験制度上の既組みの実施      ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す事業者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする事業者に対するマネジメントアセスメント研修受講支援等      ⑥研修の受講やキャリア教育制度と人事考課との連動      ⑦エルダー・センター（住事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入      ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアシフ・働き方等に関する定額的な相談の機会の確保      ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を立てるための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備      ⑩職員の事業等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に応じた非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備      ⑪有給休暇の取扱いや休暇制度等により、業務の属人化の解消、業務配分の幅広い解消を行ってい      ⑫有給休暇の取扱いや休暇制度等により、業務の属人化の解消、業務配分の幅広い解消を行ってい      ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実      ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健診診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施      ⑮企画職員の身体の負担緩和のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛支授、管理者に対する腰痛改善の研修等の実施      ⑯事故・トラブルへの対応マニフェスト等の作成等の体制の整備      ⑰厚生労働省が示している「医療性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている      ⑲現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の標準化、業務改善時問調査の実施等）を実施している      ⑳5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・素养の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている      ㉑業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている      ㉒介護ソフト（記録・情報共有・請求業務等が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入      ㉓介護ソフト（見守り支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビデオ会議システム等）の導入      ㉔業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、明瞭業務（食事等の準備や片付け、清掃、ペグドメイク等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う      ㉕各委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の共通化等、協働化を通じた職場環境の実施      ㉖ミーティング等による職場内外コミュニケーションの円滑化による職員の気分を踏まえた勤務環境やケア内やりがい・働きがいの醸成      ㉗地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上による職域の見直し・活性化や住民との交流の実施      ㉘利用者本位のケア方針なしがれ介護保険や住人の理念等を定期的に愛護会の提供      ㉙ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報等の収集の実施</p>
賃質の向上やキャリアアップ等に向けた支援	<p>①有給休暇の取扱いや休暇制度等により、業務の属人化の解消、業務配分の幅広い解消を行ってい      ②有給休暇の取扱いや休暇制度等により、業務の属人化の解消、業務配分の幅広い解消を行ってい      ③業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実      ④短時間勤務労働者等も受診可能な健診診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施      ⑤企画職員の身体の負担緩和のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛支授、管理者に対する腰痛改善の研修等の実施      ⑥事故・トラブルへの対応マニフェスト等の作成等の体制の整備      ⑦厚生労働省が示している「医療性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている      ⑧現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の標準化、業務改善時問調査の実施等）を実施している      ⑨5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・素养の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている      ⑩業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている      ⑪介護ソフト（記録・情報共有・請求業務等が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入      ⑫介護ソフト（見守り支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビデオ会議システム等）の導入      ⑬業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、明瞭業務（食事等の準備や片付け、清掃、ペグドメイク等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う      ⑭各委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の共通化等、協働化を通じた職場環境の実施      ⑮ミーティング等による職場内外コミュニケーションの円滑化による職員の気分を踏まえた勤務環境やケア内やりがい・働きがいの醸成      ⑯地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上による職域の見直し・活性化や住民との交流の実施      ⑰利用者本位のケア方針なしがれ介護保険や住人の理念等を定期的に愛護会の提供      ⑱ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報等の収集の実施</p>
賃質を含む心・身の健康管理	<p>①有給休暇の取扱いや休暇制度等により、業務の属人化の解消、業務配分の幅広い解消を行ってい      ②有給休暇の取扱いや休暇制度等により、業務の属人化の解消、業務配分の幅広い解消を行ってい      ③業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実      ④短時間勤務労働者等も受診可能な健診診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施      ⑤企画職員の身体の負担緩和のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛支授、管理者に対する腰痛改善の研修等の実施      ⑥事故・トラブルへの対応マニフェスト等の作成等の体制の整備      ⑦厚生労働省が示している「医療性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている      ⑧現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の標準化、業務改善時問調査の実施等）を実施している      ⑨5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・素养の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている      ⑩業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている      ⑪介護ソフト（記録・情報共有・請求業務等が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入      ⑫介護ソフト（見守り支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビデオ会議システム等）の導入      ⑬業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、明瞭業務（食事等の準備や片付け、清掃、ペグドメイク等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う      ⑭各委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の共通化等、協働化を通じた職場環境の実施      ⑮ミーティング等による職場内外コミュニケーションの円滑化による職員の気分を踏まえた勤務環境やケア内やりがい・働きがいの醸成      ⑯地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上による職域の見直し・活性化や住民との交流の実施      ⑰利用者本位のケア方針なしがれ介護保険や住人の理念等を定期的に愛護会の提供      ⑱ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報等の収集の実施</p>
生産性向上（業務改善及び働く環境改善等）のための取組	<p>①有給休暇の取扱いや休暇制度等により、業務の属人化の解消、業務配分の幅広い解消を行ってい      ②有給休暇の取扱いや休暇制度等により、業務の属人化の解消、業務配分の幅広い解消を行ってい      ③業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実      ④短時間勤務労働者等も受診可能な健診診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施      ⑤企画職員の身体の負担緩和のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛支授、管理者に対する腰痛改善の研修等の実施      ⑥事故・トラブルへの対応マニフェスト等の作成等の体制の整備      ⑦厚生労働省が示している「医療性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている      ⑧現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の標準化、業務改善時問調査の実施等）を実施している      ⑨5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・素养の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている      ⑩業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている      ⑪介護ソフト（記録・情報共有・請求業務等が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入      ⑫介護ソフト（見守り支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビデオ会議システム等）の導入      ⑬業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、明瞭業務（食事等の準備や片付け、清掃、ペグドメイク等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う      ⑭各委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の共通化等、協働化を通じた職場環境の実施      ⑮ミーティング等による職場内外コミュニケーションの円滑化による職員の気分を踏まえた勤務環境やケア内やりがい・働きがいの醸成      ⑯地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上による職域の見直し・活性化や住民との交流の実施      ⑰利用者本位のケア方針なしがれ介護保険や住人の理念等を定期的に愛護会の提供      ⑱ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報等の収集の実施</p>

表5-2 職場環境等要件（令和6年度中）

区分	内容
入職促進に向けた最 高支援	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 事業者の歩調による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 他産業からの職者・主婦層・中高年職者等、経験者・有資格者等にござらない難い採用の仕組みの構築
職業体験の受入れや就職行事への参加や生徒等による職業探査会等による職業探査力向上の取組の実施 働きながら介護福祉士認取等を目指す者、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者 に特する啓発啓引、認知症ケアサービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	職業体験の受入れやキャリア段階別度と人事考課との連動 研修の受講やキャリア段階別度をとする担当者) 制度等導入 エバーダー・メンター(住事やメンタル面のサポート等をする担当者) 制度等導入
上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する相談の機会の確保 子育てや家族等の介護等と仕事の調和を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する相談の機会の確保 子育てや家族等の介護等と仕事の調和を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に応じた非正規職員からの正規職員への転換 有給休暇の制度化 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修習支援、介護ロボットやリフト等の介護機器導入及び研修等による腰痛対策 筋肉活動筋疲労者等も受診可能な健診診断・ストレスチェックや、従業員のための体憩室の設置等健康管理制度の実施 雇用管理制度のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための 業務改善の取組	事務・トラブリーの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサーや等の導入による業務量の削減 職員の活動(居室や廊下での巡回・食事の巡回・下駄などのほか、整理や清掃、広報なども含めた介護業務以外の業務活動)の活性化(居室や廊下での巡回・食事の巡回・下駄などのほか、整理や清掃、広報なども含めた介護業務以外の業務活動)の活性化(居室や廊下での巡回・食事の巡回・下駄などのほか、整理や清掃、広報なども含めた介護業務以外の業務活動)の活性化(居室や廊下での巡回・食事の巡回・下駄などのほか、整理や清掃、広報なども含めた介護業務以外の業務活動) 5.S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 業務手帳書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 やりがい・働きがい、 の醸成
ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の整備 利害者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	利害者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の整備

## 令和6年6月からの介護職員等処遇改善について

(※1) …「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日 老発0315第2号 厚生労働省老健局長通知）」  
(※2) …「「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A（第1版）」の送付について（令和6年3月15日 事務連絡）」

### 3. 賃金改善（加算配分方法）

#### 通知（※1）

- （2）賃金改善の実施に係る基本的な考え方  
・介護サービス事業者その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（当該賃金改悪を除く。以下同じ。））を含む。）の改善する介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（当該賃金改悪を除く。以下同じ。））を含むこととする。「賃金改悪」とは、令和6年5月分より基準賃金を改定するもの（令和6年4月及び5月分）又は令和6年6月以降に実施するもの（令和6年6月以降）による賃金改悪である。  
・賃金改悪は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。  
・この場合、特別事情届出書を提出する場合は、特定した項目を含め、賃金改悪の水準を「賃金の高さ」を以下同じ。）を、賃金改悪の水準ではなくない。
- ・また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改悪が望ましい。

また、令和6年度に、令和5年度と比較して増加した加算額（「令和3年度の上位区分への移行並びに新規算定によるもの（令和6年4月及び5月分）又は令和6年度介護報酬改定における加算率の引上げ分及び新算1～IVへの移行によるもの（令和6年6月以降分）」）と令和7年度への繰り越し分を除く。以下同じ。）について、介護サービス事業者による賃金改悪の実績を含む過去の賃金改悪の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改悪を新規に実施しなければならない。

その際、新規に実施する賃金改悪は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げること）を基本とする。以下同じ。）により行うこととする。

ただし、ベースアップのみにより当該賃金改悪を行つことができない場合（例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合）には、他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。

なお、令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金を取得し、令和6年5月分以前の賃金からベースアップ又は決まって毎月支払われる手当の引上げを行っている場合には、当該賃金改悪の一部は、必要に応じてそのまま新規の賃金改悪の一部に含まれて実施する。

・新加算等を用いて行う賃金改悪における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員（介護福祉士）であることを、経験・技能を有する介護職員との認識される者をいって、具体的には、介護福祉士の賃率を有する者とともに、所屬する法人等における勤続年数10年以上の

#### QA（※2）

##### 【賃金改善方法・対象経費】

###### 問1－1 賃金改善の基準点はいつの時点になるのか。

- （答）  
・賃金改善の額は、新加算及び旧3加算（以下「新加算等」という。）を原資として賃金改善を実施した後の実際の賃金水準と、新加算等を算定しない場合の賃金水準との比較により、各介護サークル事業者等において算出する。原則として、初めて新加算等又は交付金等（平成21年度補正予算による介護職員支援補助金をいいう。以下同じ。）を算定した年度の前年度における賃金水準による賃金水準とする。  
・新加算等を算定しない場合の賃金水準を算定するため、初めて新加算等又は交付金等を算定した年度の前年度における賃金水準を、「新加算等を算定しない場合の賃金水準を算定する」として差し支えない。  
・ただし、介護サークル事業者等における職員構成の変動等により算定等が適切でない場合は、新加算等を算定しない場合の賃金水準を算出する等の適切な方法で算定した上で試算した場合については、新加算等を算定しない場合の賃金水準を算出し、賃金改悪場合の賃金水準を算出する等の適切な方法により算出した上で試算する等の適切な方法により算出したこととしても差し支えない。  
・ただし、介護サークル事業者等における職員構成の変動等により算定等が適切でない場合は、新加算等を算定しない場合の賃金水準を算定する等の適切な方法により算出したこととしても差し支えない。  
・ただし、介護サークル事業者等における職員構成の変動等により算定等が適切でない場合は、新加算等を算定しない場合の賃金水準を算定する等の適切な方法により算出したこととしても差し支えない。  
・ただし、介護サークル事業者等における職員構成の変動等により算定等が適切でない場合は、新加算等を算定しない場合の賃金水準を算定する等の適切な方法により算出したこととしても差し支えない。

###### 問1－2 前年度から事業所の介護職員等の減少や入れ替わり等があつた場合、どのように考えればよいか。

- （答）  
・事業報告書における①「令和5年度の加算及び独自の賃金改悪の影響を除いた賃金額」と②「令和5年度の加算及び独自の賃金改悪の影響を除いた賃金額」の比較は、新加算等及び交付金等による賃金改悪以外の部分で賃金水準を引き下げていないことを確認するために行うものである。  
・一方で、賃金水準のベースダウン（賃金表の改訂による基本給等の一律の引下げ）等を行つたわけではないにも関わらず、事業規模の縮小に伴う職員数の減少や職員の入れ替わり（勤続年数が長く給与の高い職員が退職し、代わりに新卒者を採用した等）といった事情により、上記①の額が②の額を下回る場合に差し支えられない。  
・この場合の②の額を調整しても差し支えられない。  
・例えば、退職者の額の調整方法については、その職員が、前年度に在籍していないたものと仮定した場合における賃金総額を推計する。  
・新規採用職員については、その者と同職である職員が本年度に在籍したものと仮定した場合における賃金総額を推計する。

令和5年度	勤続10年 (賃金 35万円/月)	勤続5年 (賃金 30万円/月)		勤続1年 (賃金 25万円/月)	賃金総額 ※新加算等を除く
		5人 (計4200万円)	5人 (計1800万円)		
令和5年度	5人 (計2100万円)	5人 (計1800万円)	10人 (計3000万円)	6900万円	6900万円
	※上記の5人は のうち5人は在籍しなかつたものと仮定。		※上記の5人は に加え5人在籍したるものと仮定。		
令和6年度	実際の 人数	5人 (計2100万円)	5人 (計1800万円)	10人 (計3000万円)	6900万円

###### 問1－3 「決まって毎月支払われる手当」とはどういうものか。

- （答）  
・「決まって毎月支払われる手当」とは、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的的事情とは関係なく支給される手当を指す。  
・また、決まって毎月支払われるのであれば、月ごとに額が変動するような手当も含む。手当の名前は、「処遇改善手当」等を限る必要はないが、「決まって毎月支払われる手当」には含まれて差し支えない。  
・ただし、以下の諸手当は、新加算等の算定、賃金改悪の対象となる「賃金」には含まれて差し支えないが、「決まって毎月支払われる手当」には含まれない。  
・一月ごとに支払われるか否かが変動するような手当  
—労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

###### 問1－4 時給や日給を引き上げに当たるか。

- （答）  
・基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることについては、「決まって毎月支払われる手当」と同じものと見なされない。  
・ただし、地域手当、格手当、役職手当等の名称であつても差し支えない。  
・ただし、以下の諸手当は、新加算等の算定、賃金改悪の対象となる「賃金」には含まれて差し支えないが、「決まって毎月支払われる手当」には含まれない。  
・一月ごとに直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することと同じ。)に重点的に配分する費用に限り、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることがあります。

ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改悪に見合わないと偏った配分は行わないこと。

なお、令和6年4月及び5月に旧処遇改善加算及び旧特定加算を算定する場合にも、「指定居宅サービスに適用する費用」(令和6年厚生労働省告示第86号)第53条による改正後の「厚生労働大臣が定める基準」(以下「令和6年4月大臣基準告示」という。)第4号イ(1)及び第4号の2イ(1)等の規定に基づき、介護職員以外への柔軟な配分を認めます。

なお、令和6年4月及び5月に旧処遇改善加算及び旧特定加算を算定する場合にも、「指定居宅サービスに適用する費用」(令和6年厚生労働省告示第86号)第53条による改正後の「厚生労働大臣が定める基準」(以下「令和6年4月大臣基準告示」という。)第4号イ(1)及び第4号の2イ(1)等の規定に基づき、介護職員に加算を原資とする賃金改善の算定に際しては、同一法人内の一部の事業所の内容や、職務の実態に見合わないと偏った配分は行わないこと。

ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみに賃金改悪に見合わないと偏った配分は行わないこと。

問1-5 キャリアパス要件及び職場環境等要件を取り組む費用について、賃金改悪額に含めてもよいか。  
(答)  
・新加算等の取扱いにおける「賃金改悪」とは賃金の改悪であるものであります。キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすために取り組む費用については、新加算等の算定に当たり、賃金改悪額に含めてもよいためです。

問1-6 最低賃金を満たしているのかを計算するには、新加算等により得た加算額を最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるのか。  
(答)  
・新加算等の加算額が、臨時に支払われる賃金や賞与等として支払われておらず、予定し得る通常の賃金として、毎月労働者に支払われているような場合に、当該加算額を最低賃金額と比較する賃金に含めることとなるが、新加算等の目的等を踏まえ、最低賃金を満たした上で、賃金の引上げを行つていただこうとが望ましい。

問1-7 賃金改悪額に含まれる法定福利費等の範囲について  
(答)

- ・賃金改悪額には次の額を含むものとする。
  - 法定福利費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料等)における、新加算等による賃金改悪額に応じた外形標準課税の附加価値線増加分
  - 法人事業税の負担分
  - また、法定福利費等の計算に当たっては、合理的な方法に基づく概算によることができる。
- ・なお、任意加入とされている制度に係る増加分(例えば、退職手当共済制度等における掛金等)は含まれないものとする。

問1-8-1 賃金改悪実施期間の設定について  
(答)

- ・賃金改悪の実施月(以下「支給時期」と)  
については、必ずしも算定対象月と同一ではなくても差し支えないが、例えば、次のいずれかのパターンの中から、事業者が任意の方について予め労使の合意を得るよう努める

(例): 6月に算定する新加算の配分について

- ① 6月の労働時間に基づき、7月中に職員に見込額で職員に支払うパターン
- ② 6月の労働時間に基づき、7月中に職員の番組を経て、8月に各事業所に振り込まれるため、8月中に職員に支払うパターン
- ③ 6月サービス提供分の介護報酬が、7月の国保運営の

問1-8-2 旧3加算及び令和6年2月からの補助金(以下「補助金」と)  
の支給時期と、新加算の支給時期を変更させる場合の取扱い如何。  
(答)

- ・また、旧3加算及び補助金のそれそれで支給時期が異なる場合であつて、新加算への移行に当たり支給時期を榆たい場合の取扱い如何。  
・問1-8-1で例示したように、加算の算定対象月と実際の賃金改悪の実施月(支給時期)には、当月払い、1か月遅れの支給、2か月遅れでの支給等のパターンが存在する。  
・令和6年6月の旧3加算及び補助金から新加算への移行に際し、支給時期を変更する場合、移行前と移行後の支給時期のパターンによって、それぞれ以下のとおり対応が必要であるため、留意すること。  
・旧3加算及び補助金による賃金改悪を2か月遅れ、1か月遅れ⇒1か月遅れ、1か月払い⇒当月払い等も同じくパターン①>
- ・以下の一例のとおり、二重線で囲んだ部分は旧3加算と新加算等の加算額の合計以上での賃金改悪を行つてれば、  
「重複期間」が生じること自体は差し支えない。  
その際、「重複期間」の賃金改悪の方法として、「重複期間」のみ基本給等の額を引き上げることが困難である場合は、重複期間の賃金改悪について、一時金を活用しても差し支えない。  
例えは、以下の例の場合、令和6年6・7月には、4・5月分の旧3加算と6・7月分の新加算を原資とする賃金改悪(計4か月分)が必要となるが、6・7月分の新加算を原資とする賃金改悪(当月払い)により行い、それに上乗させて、4・5月分の旧3加算を原資とする賃金改悪を一時金により行うこととしても差し支えない。【QAIに例示あり】
- ・旧3加算及び補助金による賃金改悪を2か月遅れで実施、新加算による賃金改悪を2か月遅れで実施、新加算及び新加算のそれについて、加算額以上の賃金改悪を行つては差し支えない。  
新加算がどちらも支払方法としては差し支えない。  
ただし、賃金改悪に空白期間が生じることは、職員にとつては賃金の引下げ(不利益変更)に当たると考えられることがありますから、事業者による一方的な変更はできない。  
賃金改悪に空白期間を設けることについて、合理的な理由に基づき適切に労使の合意を得る必要がある。空白期間を設けることについて合意が得られない場合、加算を原資としない独自の賃金改悪により、賃金水準により、賃金改悪に必要になると考えられる。【QAIに例示あり】

<参考> パターン③>  
・日3加算及び補助金による賃金改悪を2か月遅れで実施、新加算も同じく以下の例のとおり、二重線で囲んだ部分は旧3加算と新加算及び新加算のそれについて、加算額以上の賃金改悪を行つては差し支えない。  
ただし、新加算の配分方法としては差し支えない。  
ただし、賃金改悪に空白期間が生じることは、職員にとつては賃金の引下げ(不利益変更)に当たると考えられることがありますから、事業者による一方的な変更はできない。  
賃金改悪に空白期間を設けることについて、合理的な理由に基づき適切に労使の合意を得る必要がある。空白期間を設けることについて合意が得られない場合、加算を原資としない独自の賃金改悪により、賃金水準により、賃金改悪に必要になると考えられる。【QAIに例示あり】

<以下の一例のとおり、労働時間について「重複期間」も「空白期間」も生じないことから、問題はない。  
⇒以下の例のとおり、労働時間について「重複期間」も「空白期間」も生じない。  
<組み合わせの例>  
・日3加算及び補助金のそれだけで支給時期が異なる場合であつて、新加算への移行に当たりそれとの支給時期を榆たい場合は、上記の3パターンの組み合わせにより対応する。  
⇒以下の例のとおり、労働時間について「重複期間」と「空白期間」が重複する場合に、その時点で、当該機関分の賃額を、一時金等により、全額、職員に配分しなければならないこととする。  
月遅れでの賃金改悪どする場合、二重線で囲んだとおり、ベア計算、補助金は2か月遅れでの賃金改悪の実施としていた状態から、新加算への移行に伴い、それそれ上記のパ

(3) 令和7年度の更なるベースアップにつなげるための工夫

- ・令和7年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善分の改定率+0.98%を活用し、新加算の加算率の改定率+0.98%を適用する。  
・その際、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへどつながるよう、介護サービス事業者等の判断により、令和6年度に令和5年度と比較して増加した加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度分の賃金改悪に充てることを認めることとし、令和6年度分の賃金改悪の算定額を令和6年度分の賃金改悪とは認めない。  
・その際、令和7年度の賃金改悪の原資として繰り越す額(以下「繰越額」という。)の上限は、令和6年度に、仮に令和5年度末(令和6年3月)時点に見込額で算定して計算額と、令和6年度で算出された加算額(廃止改善額)においては加算の見込額をいう。)を比較して増加した額とする。  
・その際、令和7年度の賃金改悪の原資として、別途様式2-1及び様式2-7年度の処遇改善書に充てることについて、当該機関分の見込額を用いた。  
・書式3-1に於いて、令和6年度と7年度の処遇改善額に、仮に令和5年度末(令和6年3月)時点に見込額を用いて、当該機関分の見込額を求める。  
・賃金改悪の、令和7年度の賃金改悪実施期間には、  
・年に事業所等が終止又は廃止するに終わります。  
・ただし、当該機関分の賃額を、一時金等により、全額、職員に配分しなければならないこととする。

ターン①とパターン②を参照すること。【Q1に例示あり】

問1-8-3 支給時期の見直しに伴う「重複期間」の賃金改善の方法として、基本給等ではなく一時金を活用して行った場合であれば、ベースアップ等加算のベースアップ等要件（賃金改善額の3分の2以上をベースアップ等により改善）を満たすことができないか。

(答) 費見のとおり。  
・問1-8-2.<パターン①>の場合について、令和6年4・5月分については、ベースアップ等要件を満たすことができなくても差し支えない。

問1-8-4 賃金改善を2か月連れて行っている事業所が廃止になった場合、最終月の支払で3か月分の賃金改善を行う必要があるか  
(答) 通常の賃金改善の実施のスケジュールに関わらず、最終の賃金の支払までに、加算額以上の賃金改善を行う必要がある。例えば、2か月連れて賃金改善を実施していた事業所が令和6年5月で廃止になる場合、5月に3～5月分の3か月分の賃金改善を行う必要がある（一時金による精算で可。）。  
・加算額以上の賃金改善を行つてどこができない場合、賃金改善を行なかつた月の加算は返還の対象となる。

賃金改善実施月	令和6年3月	4月	5月
毎月分の賃金改善額	1月分	2月分	3月分・4月分・5月分

問1-9 実績報告において賃金改善額が新加算等の加算額を下回った場合、加算額を返還する必要があるのか。  
(答)

・新加算等の算定要件は、賃金改善額が加算額以上となることから、賃金改善額を下回った場合、算定要件を満たさないものとして、加算の返還の対象となる。  
・ただし、不足する部分の賃金改善を介護職員等の一時金として介護職員等に追加的に配分することで、返還を求める取扱いとしても差し支えない。

問1-10 「令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップ」は処遇改善加算の算定要件ではなく、各介護サービス事業所・施設等で目指すべき目標どいうことか。  
(答)  
・費見のとおり、今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用により、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただきたい。  
・なお、新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていればよいこととしている。令和6年度に措置されている加算額には令和7年度のベースアップに充当する分の一部が含まれているところ、この令和7年度分の一部を前倒しして本来の令和6年度分と併せて令和6年度の賃金改善に充てることや、令和7年度の加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可能である。

問1-11 繰り越しを行う場合、労使合意は必要か。  
(答)  
・繰り越しを行うことについて、予め労使の合意を得るよう努めること。

問1-12 社会福祉法人において繰り越しを行う場合、会計上、繰越金をどのように取り扱えばよいか。  
(答)

・新加算等の加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度に計上することができる（「社会福祉会計基準の制定について」（平成28年3月31日付）、「厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・老健局長連名通知）の19積立金と積立資産について参照）。積立金を計上する際は、他の積立金とは分け、積立ての目的を示す名称を付すことが望ましい。  
・なお、介護報酬にかかる会計処理は、これまでどおり、令和6年度の新計算等の加算額のうち、令和7年度に繰り越した上で令和7年度分の賃金改善に充てる部分についても、令和6年度の加算の算定対象月の収益として計上することとなる。

問1-13 算定対象月が令和6年度中であっても、賃金改善を実施した期間が令和7年度となつた場合、当該賃金改善の原資とした加算の額は「令和7年度への繰越分」に含めるのか。  
(答)

・賃金改善の実施について、例えば、新加算による賃金改善を2か月連れて実施する場合、令和7年3月分の加算額が職員に配分されるのは、令和7年5月となる。この場合、賃金改善を実施した期間の一部が令和7年度に掛かることになるが、あくまで令和6年度分の通常の加算の配分に含まられるため、当該賃金改善の原資とした加算の額は、「令和7年度への繰越分」に含めない。  
一方、令和6年度分の加算を、「令和7年度への繰越分」に含めない。  
・一方、通常2か月連れて賃金改善を行つていている場合、令和6月以降に行う賃金改善は、令和7年6月以降の賃金改善であることから、令和6年度分の加算による賃金改善を令和7年度への繰越分」に含まれる。  
・ただし、何月に実施した賃金改善から「令和7年度への繰越分」に含めるかは、事業所の通常の支給時期に応じて異なるため、個別に判断すること。

問1-14 通知上、「令和7年度の賃金改善実施期間の終わりまでに事業所等が休止又は廃止となつた場合には、その時点で、当該繰越分の額を、一時金等により、全額、職員に配分しなければならないこととする。」とされているが、ある事業所が休止又は廃止に同一法人内の他の事業所の職員に対する「令和7年度の繰越分」を用いた賃金改善を行つてよいか。

(答) ・一時金等により、休止又は停止となった事業所の職員に配分することを基本とするが、新加算等を一括して申請する同一法人内の事業所の職員に限り、「令和7年度の継続区分」を用いた賃金改定の対象としてもよい。

問1-15 賃金改善の方法について、労使で事前に協議する必要はあるか。

(答)

・待遇改善計画書の内容及びキャリアパス要件1～Ⅲを満たすことの書類については全ての介護職員に周知することが必要であるが、万が一就業規則の不利益変更に当たるような場合にあっては、合理的な理由に基づき、適切に労使の合意を得る必要がある。

問1-16 事業悪化等により、賃金水準を引き下げるることは可能か。

(答)

・サービス利用者数の大額な減少などによる経営の悪化等により、事業の継続が著しく困難であると認められるなどの理由があつても、賃金水準を引き下げる場合には、合理的な理由に基づき適切に労使の合意を得る必要がある。  
・また、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、新加算等に係る賃金改定は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

問1-17 基本給は改善しているが、賞与を引き下げることで、あらかじめ設定した賃金改定実施期間の介護職員の賃金が引き下された場合の取扱いはどうなるのか。その際には、どのような資料の提出が必要となるのか。

(答)

・新加算を用いて賃金改定を行つたために一部の賃金項目を引き上げた場合であつても、事業の継続を図るために、賃金全体として、賃金項目の水準が低下した場合であつても、特別事情届出書を提出する必要がある。ただし、賃金全体の水準が引き下されなければならない場合は、特別事情届出書を提出する必要はない。  
・特別事情届出書には、以下の内容を記載すること。  
（介護事業による収支）について、サービス利用者数の大額な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が生じる等の状況にあることを示す内容・介護職員の賃金水準の引き下げの内容  
（当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み・介護職員の賃金水準を引き下げるごとにについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きを行つた旨）  
・なお、介護職員の賃金水準を引き下した後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引き下前の水準に戻す必要がある。

問1-18 一部の職員の賃金水準を引き下げたが、一部の職員の賃金水準を引き上げた結果、事業所・施設の職員全体の賃金水準は低下していない場合、特別事情届出書の提出はしなくてよいか。

(答)

・一部の職員の賃金水準を引き下げた場合であつても、事業所・施設の職員全体の賃金水準が低下していない場合は、特別事情届出書を提出する必要はない。  
・ただし、一部の職員の賃金水準を引き下げるごとに不利益変更に当たると考えられるため、そのような変更を行う場合には、合理的な理由に基づき適切に労使の合意を得る必要がある。

【対象者・対象事業者】

問2-1-1 賃金改定の対象者はどのように設定されるのか。

(答)

・新加算等の各事業所内における配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする。

問2-1-2 新加算等による賃金改定以前の賃金が年額40万円以上である職員であつても、新加算等による賃金改定の対象に含めることが可能か。

(答)

・日特定加算に係る従前の取扱いと異なり、令和6年度以降は、新加算等による賃金改定以前の賃金が年額40万円以上である職員であつても、新加算等による賃金改定の対象に含めることができる。

問2-2 EPAによる介護福祉士候補者及び外国人の技能実習制度における介護職種の技能実習生は、新加算等の対象となるのか。

- (答) E PAによる介護福祉士候補者と受入れ機関との雇用契約の要件として「日本人が従事する場合に受けける報酬と同等額以上の報酬を受けること」とされていることに鑑み、E PAによる介護福祉士候補者が従事している場合、新加算等の対象となる。
- ・また、介護職種の技能実習生の特遇について「日本人が従事することと同様以上であること」とされていることに鑑み、介護職種の技能実習生が従事している場合、新加算等の対象となる。
- ・なお、介護分野の1号特定技能外国人についても同様に、新加算等の対象となる。

問2-3 介護職員その他の職員が派遣労働者の場合であっても、新加算等の対象となるのか。

- (答)
- ・派遣労働者であっても、新加算等の対象とすることは可能であり、賃金改善を行つ方法等について派遣元と相談した上で、対象とする派遣労働者を含めて処遇改善計画書や実績報告書を作成すること。その際、新加算等を原資とする派遣料等の上乗せが、派遣元から支払われる派遣職員の給与に上乗せされるよう、派遣元と協議すること。

問2-4-1 在籍型の出向者、業務委託職員についても派遣職員と同様に考えてよいか。

- (答)
- ・観見のとおり。

問2-4-2 外部サービス利用型特定施設における委託サービスの介護職員その他の職員であっても、新加算等による賃金改善の対象に含めることは可能か。

- (答)
- ・算定した介護職員等処遇改善加算を委託費の上乗せに充てることで、賃金改善の対象に含めることができること。
  - ・その場合は、委託元の計画書・実績報告書において、委託の事業所は、委託元から支払われた上乗せを含めた計画書・実績報告書を作成すること。

問2-5 賃金改善に当たり、一部の介護職員に賃金改善を集中させることは可能か。

- (答)
- ・新加算等の算定期要件は、事業所（法人）全体での賃金改善に要する額が加算による収入以上となることである。
  - ・その中で、例えば、一部の職員に加算をする賃金改善を集中させることや、同一法人内的一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合ひなく偏った配分は行わないこと。
  - ・また、新加算等を算定する介護サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について職員について職員等から新加算等に係る賃金改善に関する照会があつた場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

問2-6 介護サービスと障害福祉サービス等を両方実施しており、職員が兼務等を行っている場合における介護職員その他の職員の賃金総額はどうに計算するのか。

- (答)
- ・処遇改善計画書に、職員の賃金を記載するにあたり、原則、加算の算定期要件における賃金については、常勤換算方法により計算することとしており、同一法人において介護サービスと障害福祉サービスを実施しており、兼務している職員がいる場合においても、介護サービス事業所における賃金について、常勤換算方法による計算をし、按分し計算することを想定している。
  - ・一方で、計算が困難な場合等においては実際にその職員が収入として得ている額で判断し差し支えない。

問2-7 法人本部の人事、事業部等で働く者など、介護サービス事業者等のうちで介護に従事していない職員について、新加算等による賃金改善の対象に含めることは可能か。

- (答)
- ・新加算等を算定していない介護サービス事業所等（加算の対象外サービスの事業所等を含む。）及び介護保険以外のサービスの事業所等の職員はどうか。

- (答)
- ・法人本部の職員については、新加算等の算定期要件となるサービス事業所等における業務を行つていると判断できる場合には、賃金改善の対象に含めることができます。
  - ・新加算等を算定していない介護サービス事業所等（加算の対象外サービスの事業所等を含む。）及び介護保険以外のサービスの事業所等の職員は、新加算等を原資とする賃金改善の対象に含めることはできない。

### 旧3加算の算定状況に応じた新加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（早見表）

(表の見方) 旧3加算の算定状況のうち当てはまる行を見つけ(①)、令和6年度中に算定可能な経過措置区分(新加算V)(②)と、新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧(③)を確認する。

※加算率は訪問介護の例。

旧3加算の算定状況			新加算V		新加算Ⅰ～Ⅳに移行する場合の要件一覧										職場環境等要件		
取扱バターン			算定可能な 経過措置 区分 (新加算V)	加算率 (新加算V) (②)	加算区分 (加算率が下がらない区分であ り、移行先の候 補となるもの) (③)	月額賃金 改悪要件					キャリアパス要件					区分ごとに 1以上・全 体で3以上 の取組	
処遇改善 加算	特定 加算	ペア 加算				I	II	I	II	III	IV	V	区分ごとに 2以上・全 体で3以 上の取組	区分ごとに 1以上・全 体で3以上 の取組			
①																	
1	I	有	22.4%	—	新加算Ⅱ	24.5%	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	
2		なし	20.0%	新加算V(1)	22.1%	新加算Ⅱ	24.5%	○	□	○	○	○	○	—	○	○	
3	I	有	20.3%	—	新加算Ⅱ	22.4%	○	—	○	○	○	○	—	—	○	○	
4	I	なし	17.9%	新加算V(3)	20.0%	新加算Ⅱ	22.4%	○	□	○	○	○	—	—	○	○	
5		有	16.1%	—	新加算Ⅲ	18.2%	○	—	○	○	○	—	—	○	—	—	
6		なし	13.7%	新加算V(8)	15.8%	新加算Ⅲ	18.2%	○	□	○	○	○	—	—	○	—	
7	I	有	18.7%	新加算V(2)	20.8%	新加算Ⅱ	24.5%	○	—	○	○	△	○	—	○	○	
8		なし	16.3%	新加算V(5)	18.4%	新加算Ⅱ	24.5%	○	□	○	○	△	○	—	○	○	
9	II	有	16.6%	新加算V(4)	18.7%	新加算Ⅱ	22.4%	○	—	○	○	△	○	—	○	○	
10		なし	14.2%	新加算V(6)	16.3%	新加算Ⅱ	22.4%	○	□	○	○	△	○	—	○	○	
11		なし	12.4%	—	新加算Ⅳ	14.5%	○	—	○	○	—	—	—	○	—	—	
12		なし	10.0%	新加算V(10)	12.1%	新加算Ⅳ	14.5%	○	□	○	○	—	—	○	—	—	
13	I	有	14.2%	新加算V(7)	16.3%	新加算Ⅱ	24.5%	○	—	△	△	△	○	—	○	○	
14		なし	11.8%	新加算V(10)	13.9%	新加算Ⅱ	24.5%	○	□	△	△	△	○	—	○	○	
15	II	有	12.1%	新加算V(9)	14.2%	新加算Ⅱ	22.4%	○	—	△	△	△	○	—	○	○	
16		なし	9.7%	新加算V(12)	11.8%	新加算Ⅱ	22.4%	○	□	△	△	△	○	—	○	○	
17		なし	7.9%	新加算V(13)	10.0%	新加算Ⅳ	14.5%	○	—	△	△	—	—	—	○	—	
18		なし	5.5%	新加算V(14)	7.6%	新加算Ⅳ	14.5%	○	□	△	△	—	—	—	○	—	

青字(○・□・△)は、事業所にとって、新規に満たすことが必要な要件。そのうち、○は、令和7年度から適用になる要件。□は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する事業年度に適用になる要件。△は、「令和6年度内の対応の誓約」により令和6年度当初から満たしたこととして差し支えない要件。

1

### (参考) 介護職員等処遇改善加算の加算率（サービス類型ごと・令和6年度中）

サービス区分	（参考）令和6年5月までの加算率					介護職員等 待遇改 善加算																			
	①	②	③	④	⑤	介護職員等 待遇改 善加算					介護職員等 特定期 間改 善加算					介護職員等 ベース アド バイス 等 支給加 算					介護職員等 賃金改 善加算				
						I	II	III	IV	V	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	
訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
夜間対応型訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	6.3%	4.2%	2.4%	2.1%	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
〔介護予防〕訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%	2.1%	1.5%	1.1%	1.0%	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%	8.9%	8.4%	8.3%	7.8%	7.3%	6.7%	6.5%	6.8%	5.9%	5.4%	5.2%	4.8%	4.4%	3.3%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	6.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	6.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
〔介護予防〕通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%	2.0%	1.7%	1.0%	0.9%	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%	7.6%	7.3%	7.3%	7.0%	6.3%	6.0%	5.8%	5.6%	5.5%	4.8%	4.3%	4.5%	3.8%	2.8%
〔介護予防〕特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	1.3%	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%	1.8%	1.2%	1.5%	1.3%	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
〔介護予防〕認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%	3.1%	2.4%	2.3%	2.3%	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%	15.8%	15.3%	15.1%	14.6%	13.0%	12.3%	11.9%	12.7%	11.2%	9.6%	9.9%	8.9%	8.8%	6.5%
〔介護予防〕小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%	1.5%	1.2%	1.7%	1.5%	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	8.8%	7.3%	5.6%
〔介護予防〕小規模多機能型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%	3.1%	2.3%	2.3%	2.1%	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%	16.3%	15.6%	15.5%	14.8%	13.3%	12.5%	12.0%	13.2%	11.2%	9.7%	10.2%	8.9%	8.9%	6.6%
介護福祉施設サービス	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
〔介護予防〕短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%	2.7%	2.3%	1.6%	1.4%	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
介護保健施設サービス	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	0.7%	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5.7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
〔介護予防〕短期入所療養介護（老健）	3.9%	2.9%	1.6%	2.1%	1.7%	0.8%	0.7%	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%	5.7%	5.3%	5.2%	4.6%	4.8%	4.4%	3.6%	4.0%	3.1%	2.3%
〔介護予防〕短期入所療養介護（病院等） (老健以外)	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
介護医療院サービス	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%
〔介護予防〕短期入所療養介護（医療院）	2.6%	1.9%	1.0%	1.5%	1.1%	0.5%	0.5%	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%	4.6%	4.4%	4.2%	4.0%	3.9%	3.5%	3.5%	3.1%	3.1%	3.0%	2.4%	2.6%	2.0%	1.5%

5

## 介護職員等処遇改善にかかる規定

### 厚生労働省のHPのほか、介護職員等処遇改善にかかる規定

- ① 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準  
(P79~)
- ② 厚生労働大臣が定める基準 (P724~)
- ③ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  
  
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- ④ 介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について